

公安委員会 説明資料 No. 1	銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正について	令和 7 年 3 月 27 日 生 活 安 全 部
議題事項		
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正等に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正するもの		
1 改正理由 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）の一部改正及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、関係規定について所要の改正を行うもの 2 改正点 (1) 帳簿の様式の改正（第 26 条の 2） 銃砲刀剣類所持等取締法において規定された実包の消費状況等を記載する帳簿の記載事項に「消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他当該猟銃を特定するに足る事項」等の項目が追加されたことから、別記様式第 10 号の 2 の「猟銃実包出納簿」の様式を前記内容を反映したものに改正 (2) 銃砲等又は刀剣類の発見の届出にかかる様式の改正（第 35 条） マイナンバーカードと健康保険被保険者証の一体化により、令和 6 年 12 月 2 日から同保険者証の新規発行が終了したことから、美術的価値のある火縄銃や日本刀を発見した際に作成する別記様式第 23 号の「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」の発見者の住所確認書類から「健康保険被保険者証」の記載を削除 (3) 授受、運搬及び携帯の禁止又は制限の告示方法の改正（第 37 条） 香川県公告式条例等を踏まえて、県公報に登載できない場合の告示方法を「公安委員会の掲示板に掲示する」という方法に限定しないよう改正 3 改正案 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（案）のとおり 4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日予定		

公安委員会 説明資料 No. 2	火薬類取締法施行細則の一部改正について	令和 7 年 3 月 27 日 生 活 安 全 部
議題事項 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」におけるアナログ規制に該当する条項の見直し等に伴い、火薬類取締法施行細則の一部を改正するもの		
1 改正理由 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされたこと等に伴い、火薬類取締法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 16 号）について、必要の改正を行うもの 2 改正点 (1) 他の公安委員会への通知方法の改正（第 9 条） 別記様式第 5 号の「火薬類運搬通知表」の様式を廃止し、「電話で通知する」という方法を改正 (2) 意見の聴取にかかる公告方法の改正（第 17 条） 将来的なアナログ規制の推進に備えて、意見の聴取の公告の方法を「公安委員会の掲示板に掲示する」という方法に限定しないよう改正 (3) 意見の聴取の延期及び続行にかかる公告方法の改正（第 22 条） 将来的なアナログ規制の推進に備えて、意見の聴取の延期又は続行する場合における公告方法を「公安委員会の掲示板に掲示する」という方法に限定しないよう改正 3 改正案 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（案）のとおり 4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日予定		

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置 及び所管区に関する規則の一部改正について	令和7年3月27日 生 活 安 全 部
議題事項 交番・駐在所の再編整備に伴い、東かがわ警察署の交番・駐在所等の名称、位置、所管区等を定めるため、交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を改正するもの		
1 改正内容 (1) 駐在所の廃止 小海駐在所 (2) 所管区の変更 「東かがわ市のうち、小海」を引田交番の所管区に移管 (3) 検問所の廃止 引田検問所 2 改正案 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり 3 施行期日（運用開始日） 令和7年5月1日		

議題事項

福井県公安委員会、福島県公安委員会及び大阪府公安委員会から援助の要求があったので、それぞれ受理して警察職員等を特別派遣するもの

1 福井県公安委員会からの援助の要求

(1) 派遣目的

原子力関連施設の警戒警備に従事するため

(2) 派遣者

警察官

(3) 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、福井県公安委員会から援助の要求があったもの

2 福島県公安委員会からの援助の要求

(1) 派遣目的

原子力関連施設の警戒警備に従事するため

(2) 派遣者

警察官

(3) 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、福島県公安委員会から援助の要求があったもの

3 大阪府公安委員会からの援助の要求

(1) 派遣目的

天皇皇后両陛下の「2025日本国際博覧会開会式」御臨席等に伴う警備のため

(2) 派遣者

警察職員等

(3) 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、大阪府公安委員会から援助の要求があったもの

公安委員会 説明資料No. 5	令和6年度におけるサイバーセキュリティ 戦略推進状況等について	令和7年3月27日 警 務 部
報告事項 令和6年度におけるサイバーセキュリティ戦略推進状況及び令和7年度の取組計画について報告する。		
1 令和6年度の推進状況 ・ (1) 体制及び人的・物的基盤の強化 ○ 優秀な人材の確保及び育成の推進 ○ 職員全体の対処能力の向上 ・ 令和6年末時点のサイバー事案対処能力検定合格者 上級 9人（前年比±0人） 中級 260人（前年比+48人） 準中級 409人（前年比+182人） 初級 1,826人（前年比+44人） (2) 実態把握と社会変化への適応力の強化 ○ 通報・相談への対応強化と実効的な対策の推進 ・ 令和6年中のサイバー相談件数 1,534件（前年比+349件） ・ 令和6年中のサイバー犯罪検挙件数 253件（前年比+71件） ○ 脅威情報の収集・分析の推進 (3) 部門間連携の推進 ○ 捜査における部門間連携 ・ 令和6年中の捜査支援状況 解析件数 404件（前年比+123件） 派遣件数 83件（前年比-31件） (4) 国際連携の推進 ○ 国際捜査における初動捜査の徹底 (5) 官民連携の推進 ○ 産学官の知見等を活用した対策の推進 ・ 香川県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザーの再委嘱 ・ サイバー防犯ボランティアと連携した取組の推進 ○ 社会全体のセキュリティ意識の向上 ・ 令和6年中のサイバーセキュリティ教室実施状況 実施回数 475回（前年比+88回） 対象者数 3万8,607人（前年比+737人）		
2 令和7年度の取組 新設するサイバー・情報管理局による部門横断的な司令塔機能を有する推進体制を構築し、重点政策「サイバー空間をはじめとするデジタル社会の安全・安心の確保」事業を中心とした取組を推進する。		

公安委員会 説明資料No. 6	令和7年度香川県警察教養実施計画の作成について	令和7年3月27日 警 務 部
報告事項 香川県警察教養規則に基づき令和7年度香川県警察教養実施計画を作成したので報告する。		
1 教養実施計画の目的 県警察では、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、職員の職務倫理の保持、実務に関する知識及び技能の修得、気力及び体力の練成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を目的として、令和7年度香川県警察教養実施計画を作成し、教養及び研修を推進する。 2 学校教養 (1) 採用時教養（初任科3課程、初任補修科2課程、一般職員初任科1課程） 職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、基礎的知識及び技能を修得 (2) 昇任時教養（警部補任用科、巡査部長任用科、係長任用科、主任任用科各1課程） ア 各級幹部職員として必要な指導能力及び職務の遂行に必要な知識及び技能を修得 イ 育児・介護等の事情により管区警察学校への入校が困難な職員に配慮 (3) 部門別任用時教養（4任用科） 生活安全、刑事、交通及び警備の係員として必要な基礎的知識及び技能を修得 (4) 専科教養（警察庁指定重点専科8専科、香川県独自専科10専科） 特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得 3 職場教養 (1) 巡回教養及び実務研修 ア 実戦的総合訓練、青年警察官フォローアップ講座等、職務執行能力の向上に資する教養を推進 イ 凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するための総合対処法、柔道・剣道、逮捕術、拳銃使用判断等の術科訓練を推進 ウ 教養ごとに集合形式とWeb会議システムを選択又は組み合わせ、さらに「eラーニング」も継続活用して効率的かつ効果的な教養を推進 (2) 通訳官、通訳サポーター及び通訳官希望者に対する研修 通訳官等に対するブラッシュアップ教養としての語学研修を実施 (3) その他の研修 若手一般職員、中堅職員、幹部職員等に対する各種研修を実施 4 術科大会 柔道・剣道大会、逮捕術大会、拳銃射撃競技大会、駅伝大会の開催		

報告事項

- 令和7年2月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会1件、警察2件
- 令和7年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会1件、警察2件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公 安 委 員 会	件 数	0	1											1
	前 年 比	±0	+1											+1
警 察	件 数	0	2											2
	前 年 比	-1	+1											±0

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	2 月		累 計			2 月		累 計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺 失 ・ 拾 得 届										
窓 口 ・ 電 話 対 応										
各 種 保 護										
職 務 質 問 ・ 検 問							1 (1)		2 (2)	
110 番 対 応 ・ 臨 場							1 (1)		1 (1)	
各 種 相 談									1 (1)	
少 年 補 導										
被 害 届 等										
告 訴 ・ 告 発										
捜 査 (逮 捕、取 調 等)		1 (1)		1 (1)	1 (1)	1		1	2 (2)	2 (1)
交 通 指 導 取 締 り		1 (1)		1 (1)			1 (1)		1 (1)	
交 通 事 故 処 理										
そ の 他	1		1	1 (1)	1	1	1 (1)	1	1 (1)	2 (1)
合 計	1	2 (2)	1	3 (3)	2 (1)	2	4 (4)	2	8 (8)	4 (2)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年までの受理分で内数

3 主な感謝事例

- 警察官等による現場活動への感謝等 3件

公安委員会 説明資料 No. 8	令和 6 年度香川県警察退職者表彰式の 実施について	令和 7 年 3 月 27 日 警 務 部
報告事項 令和6年度香川県警察退職者表彰式を実施する。		
1 概要 令和 6 年度末をもって、定年等により退職する職員に対する退職者表彰式を行う。 なお、式に先立ち、県警察本部において知事表彰式が行われる。 2 香川県警察退職者表彰式 (1) 日時及び場所 令和 7 年 3 月 31 日 (月) 午前 10 時 00 分から 警察本部 6 階大会議室 (2) 出席者 ・ 退職者 ・ 警察本部長、各部長、高松北警察署長、首席監察官、地域監及び警察学校長 (3) 式次第 ・ 開式のことば ・ 警察庁長官警察功績章伝達 ・ 中国四国管区警察局長警察功績章伝達 ・ 警察本部長警察功績章及び賞詞授与 ・ 警察本部長式辞 ・ 閉式のことば (4) 記念撮影 3 知事表彰式 (1) 日時及び場所 令和 7 年 3 月 31 日 (月) 午前 9 時 30 分から 警察本部 6 階大会議室 (2) 出席者 ・ 退職者 ・ 知事及び副知事 ・ 警察本部長、警務部長 (3) 式次第 ・ 開式の辞 ・ 知事表彰 ・ 知事式辞 ・ 閉式の辞		

公安委員会 説明資料No. 9	令和7年春の全国交通安全運動の実施について	令和7年3月27日 交通部
報告事項 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることなどにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。		
1 期間 令和7年4月6日（日）から同月15日（火）までの10日間 2 実施主体 香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会 3 スローガン 「歩行者優先 守るけん かがわ県」 4 運動重点 (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践 (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進 (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底 (4) 飲酒運転の根絶 ※ (1)～(3)は全国重点、(4)は地域重点 5 交通指導取締りの重点 (1) 生活道路等を中心とした歩行者の保護に資する指導取締り (2) 自転車その他小型モビリティ利用者の交通ルール遵守に向けた指導取締り (3) 飲酒運転の根絶に向けた効果的な取締り (4) 交通事故発生時の被害軽減のためのシートベルト等着用義務違反の取締り 6 主な関連行事 (1) 4/2 交通安全啓発用モニュメントの掲出 [三豊警察署] (2) 4/4 令和7年春の全国交通安全運動出発式 [県民会議] (3) 4/10 「交通事故死ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン [県下一斉] (4) 4/11 高速道路サービスエリアにおける交通安全キャンペーン [高速道路交通警察隊] (5) 4/13 外国人を対象とした交通安全教室 [丸亀警察署]		